

第 39 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

東京都港区新橋四丁目2番8号
2東洋海事ビル・2F ホール201

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類	15
監査報告書	23
株主総会参考書類	26
株主総会会場ご案内図	

証券コード 1450
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都港区新橋四丁目24番11号
田中建設工業株式会社
代表取締役社長 采澤 和義

第39回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が懸念される中、当社第39期定時株主総会の開催、運営方法について慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、感染防止策を可能な限り講じたうえで、下記のとおり開催させていただくことといたしました。

株主総会の議決権行使は、書面による事前行使の方法もございますので、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から可能な限り、書面により議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使をされる場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋四丁目24番8号
2東洋海事ビル・2F ホール201
3. 目的事項
報告事項 第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の株主総会への対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

〈当社の対応について〉

- ・株主総会の運営スタッフは検温を含めて、体調を確認し、マスク着用のうえで対応させていただきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。

〈株主様へのお願い〉

- ・今後の状況により、株主総会の運営について大きな変更が生じる場合には、当社Webサイト (<https://www.tanaken-1982.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただきますようお願いいたします。特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクのご着用等にご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただくことがございます。また、体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声掛けください。
- ・会場の座席は、従来よりも間隔をあけた配置とし、余裕を持った着座を推奨させていただきます。

-
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。代理人は定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。
 - (3) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tanaken-1982.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - (4) 第39期期末配当金のお支払いについては、当社は2020年5月15日開催の取締役会において、第39期に係る期末配当金として、1株当たり80円をお支払いすること及び支払開始日を2020年6月29日とさせていただくことを決議いたしました。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業の現況

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、上期は良好な企業業績や雇用環境を背景に景気は底堅く推移しておりました。一方で、下期は消費税増税による個人消費の変動や外国政府間の通商政策の動向が輸出や生産に影響を及ぼしたことに加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が世界経済と金融市場に大きな影響を与えており、景気の先行きは不透明な状態が続いております。

当社の属する建設業界においては、建設技能労働者の需給環境は依然として逼迫しており労務単価の上昇など、引き続きコスト面での不安は残るものの、民間建設投資・公共工事共に堅調に推移し、安定した受注環境が続いております。

当社は今後の更なる業容拡大・次ステージへのステップアップを図るべく2016年11月より2020年3月期を最終期とする中期計画“TANAKEN2020”をスタートさせました。営業面では、従来の主要顧客であるデベロッパー・ゼネコン・一般顧客からの受注拡大はもとより、新たに再開発プロジェクト・官庁工事受注への取り組み強化を図ってまいりました。特に再開発プロジェクトに関しては、每期受注実績をあげる事が出来、新たな主要営業ソースとなってまいりました。

また、期間中の2018年12月に東京証券取引所ジャスダック市場に上場を果たすことが出来、営業面でも元請工事の増加等プラスの効果となっております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高6,662,518千円（前事業年度比6.9%増）、営業利益796,263千円（同1.9%増）、経常利益831,742千円（同3.8%増）、当期純利益551,605千円（同4.8%増）となりました。当初見込んでいた工事の受注時期の遅延及び着工時期の遅れ等により当初計画には至らなかったものの、前期比では増収・増益の決算となりました。

また、受注高は、新規先の受注増加や大型案件の受注により前事業年度比40.1%増の7,987百万円と過去最高の受注額を計上することが出来ました。

2. 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

3. 財産及び損益の状況の推移

区分	2017年3月期 第36期	2018年3月期 第37期	2019年3月期 第38期	2020年3月期 第39期 (当事業年度)
売上高 (千円)	2,757,806	7,861,876	6,234,824	6,662,518
経常利益 (千円)	360,202	1,271,719	801,213	831,742
当期純利益 (千円)	222,760	834,374	526,330	551,605
1株当たり当期純利益 (円)	116.02	431.22	259.59	253.63
総資産 (千円)	3,852,268	4,673,602	4,495,512	5,219,797
純資産 (千円)	2,030,804	2,873,878	3,581,216	3,946,995
1株当たり純資産額 (円)	1,057.71	1,456.31	1,646.61	1,814.86

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 第36期は、決算期変更により2016年10月1日から2017年3月31日までの6ヵ月間となっております。
3. 当社は2018年8月29日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の3点となります。

① 持続的業容拡大のための営業力の強化

再開発案件、官公庁案件、地方案件への営業強化と新たな営業ソースの開拓が当面の営業課題であり、新たに専担部署を設置し営業強化を図ってまいります。

② 業容拡大のための現場社員の増強とサポート体制の構築

業容を拡大するためには現場管理者の増員が課題であり、引続き有資格者を中心に現場社員の増強を図ってまいります。また、現場社員の施工管理・安全管理、原価管理、事務管理を体系的に支援できるよう専用端末を導入し、バックアップ体制を構築してまいります。また、システムによる作業のマニュアル化を行い、作業品質の均質化と新人社員の早期戦力化を図ってまいります。

③ 内部統制システムの充実とガバナンスの強化

当社は、企業の社会的責任を果たすと共に、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の効率化を高めながら公正性、透明性を確保し、またステークホルダーとの適切な関係を保ちながら、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めることを基本方針としております。この方針のもと、内部統制システムの更なる充実に努め、一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

6. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

解体事業及び付帯する工事

7. 主要な営業所（2020年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区新橋四丁目24番11号
千葉営業所	千葉県松戸市小根本51番地9号

8. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数
80名	5名増

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数： 7,680,000株
2. 発行済株式の総数： 2,174,900株
3. 株主数： 470名
4. 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
スリーハンドレッドホールディングス株式会社	1,545	71.0
富士倉庫運輸株式会社	55	2.5
田中 俊昭	55	2.5
MSIP CLIENT SECURITIES	40	1.8
大栄不動産株式会社	33	1.5
吉岡 和利	30	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	23	1.0
田中 俊恒	22	1.0
松野 洋子	22	1.0
鬼塚 麻紀子	22	1.0

- (注) 持株数は千株未満を切り捨て表示しております。
 持株比率は、自己株式85株を控除して計算しております。
 持株比率は、小数点2位以下を切り捨て表示しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
采澤 和義	代表取締役社長	
小池 正晴	専務取締役 (管理本部長)	
貝原 利明	常務取締役 (営業本部長)	
松崎 吉憲	取締役 (営業本部副本部長兼営業第二部長)	
神澤 繁	取締役 (営業本部副本部長兼営業第一部長)	
佐怒賀 功	取締役 (業務本部長兼技術開発部長)	
白石 憲治	取締役 (施工本部長)	
小網 忠明	取締役	富士倉庫運輸株式会社 非常勤相談役
安田 優	常勤監査役	
中下 壽雄	監査役	
舩屋 年彦	監査役	株式会社住協ホールディングス 監査役 株式会社住協 監査役 住協建設株式会社 監査役 P・R保険パートナーズ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役小網忠明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安田優氏、中下壽雄氏、舩屋年彦氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役小網忠明氏、監査役中下壽雄氏及び舩屋年彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役安田優氏及び舩屋年彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
また、監査役中下壽雄氏は上場会社の経営者として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	137百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14百万円 (14百万円)
合計 (うち社外役員)	11名 (4名)	152百万円 (18百万円)

(注) 上記報酬には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額5百万円(取締役5百万円、監査役0百万円)を含んでおります。

- (2) 取締役の報酬総額は、2018年6月25日開催の第37回定時株主総会において、200百万円以内とし、又、これには使用人兼務役員の使用人分は報酬に含めないものとして決議しております。
- (3) 監査役の報酬総額は、2015年11月26日開催の第34回定時株主総会において、30百万円以内として決議しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	小網 忠明	富士倉庫運輸株式会社 非常勤相談役	当社株主 重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	安田 優	—	—
	中下 壽雄	—	—
	舩屋 年彦	株式会社住協ホールディングス 監査役、株式会社住協 監査役、住協建設株式会社 監査役、P・R保険パートナーズ株式会社 監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小網 忠明	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	安田 優	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、財務・会計・コンプライアンス面に関する知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	中下 壽雄	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	舩屋 年彦	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、財務・会計・コンプライアンス面に関する知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 名称 ひびき監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭	
その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について下記の基本方針を定めており、概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行います。
- ② 取締役会が企業倫理及び社会的責任にたらし、経営方針及びその執行に、適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であると位置づけています。
- ③ 取締役及び使用人は、「コンプライアンス規程」「内部者取引管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとります。
- ④ 「内部通報規程」に基づき、社内及び社外の通報窓口を設置することにより、不正行為の未然防止及び早期発見に努めています。また、通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者の保護義務を定めています。
- ⑤ 「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているかの検証を随時実施しています。
- ⑥ 「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応マニュアル」等を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しています。
- ⑦ 社内ネット立ち上げ時に、「企業理念」「経営理念」「行動規範」のページが開き、役職員がネット利用時に必ず目にする事により、「企業理念」「経営理念」「行動規範」に則った行動をとるよう努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の決定に関する記録に関して、「取締役会規程」「文書管理規程」および「機密文書管理規程」「情報システム管理規程」に則り作成保存し管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努めています。

- ②リスクに関する重要事項の決議、協議及び報告は、原則として年4回開催する「コンプライアンス委員会」において行い、リスクへの対策を検討しています。
 - ③緊急事態発生の場合は、制定した「緊急事態対策要領」に基づき対応しています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
- ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき、1ヵ月に1回開催する他、必要に応じて随時開催します。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努めています。
 - ②意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「決済規程」及び「稟議規程」に従って、効率的に執行を行います。
 - ③取締役会の効率的な運営に資することを目的として、業務執行役員及び社長の指名する部門長で構成された経営会議を設置しています。経営会議は「経営会議規程」に基づき1ヵ月に1回開催する他、必要に応じて随時開催します。また重要な審議事項に関しては、取締役会へ上程もしくは報告しています。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて、同使用人を置くこととしています。
 - ②補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括することとしています。
 - ③補助者の監査役補助業務に係わる人事考課は監査役が行い、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得て行うこととしています。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告します。
 - ②取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。
 - ③内部監査室・内部統制部門及び経営管理部門は、監査役に内部監査、リスク管理等の現状を随時報告することとしています。
 - ④当社では、「内部通報規程」を定め、役職員からの通報窓口を当社の管理本部長、監査役および顧問弁護士とするとともに、当該通報をしたことを理由とする解雇その他の不利益な取扱いを禁止しています。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査室との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保しています。
- ②監査役会は、会計監査人及び内部監査室・内部統制部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換を行うなど連携をはかっています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

- ①当社では、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、「コンプライアンス・マニュアル」を基に徹底を図るとともに、コンプライアンス研修も実施しています。
- ②内部通報制度は、社内及び社外の2つの内部通報ルートを設けておりますが、法令違反等に関する内部通報はありませんでした。
- ③内部監査室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しており、監査役及び会計監査人とも連携を図っています。

(2) リスク管理体制

四半期毎のコンプライアンス委員会で、リスクに関する重要事項の報告、協議、対応を決定し、特に重要な事項は取締役会に報告・決議しています。

(3) 監査役の監査体制

- ①監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べると共に、稟議書等の社内文書を閲覧し、担当取締役や使用人に説明を求め、改善事項の説明を行っています。
- ②監査役は、内部監査室・内部統制部門及び経営管理部門から内部監査、リスク等の現状の報告を受領しています。
- ③監査役は、代表取締役、内部監査室、会計監査人及び社外取締役等との情報交換を行い、監査の実効性、効率性を高めています。
- ④監査役会は、会計監査人及び内部監査室・内部統制部門から監査内容について説明を受け必要な情報の交換を行っています。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な成長と株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけており、継続的な成長の為の財務体質の強化と株主の皆様への利益還元のバランスを勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を充実して行くことを基本方針としています。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、当期純利益がほぼ年当初の計画となったこともあり、当初予定通りの1株当たり80円とさせていただきました。

当社は、2018年8月27日開催の臨時株主総会で、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項各号の定める事項に関して、取締役会決議で定める事が出来る旨定款に定めております。

また配当は、年1回の期末配当を基準としておりますが、配当の基準日に関して、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日と定款に定め、利益水準に応じた配当の弾力的な運用が行えるようにいたしました。なお、自己株式の取得・消却・剰余金のその他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、対応を検討してまいります。

当事業年度の配当の実施に関しては、2020年5月15日開催の取締役会で上記配当金額ならびに支払開始日を決定しています。

(注) 本事業報告中の記載数字は、特に記載がない場合、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,102,117	流動負債	1,191,556
現金及び預金	1,625,958	工事未払金	840,565
受取手形	36,161	未払費用	49,246
電子記録債権	301,660	未払法人税等	194,034
完成工事未収入金	1,971,856	未払消費税等	45,610
未成工事支出金	22,943	未成工事受入金	2,327
前払費用	6,304	預り金	12,130
その他	137,232	賞与引当金	19,340
		その他	28,300
固定資産	1,117,679	固定負債	81,245
有形固定資産	920,536	退職給付引当金	40,906
建物（純額）	297,835	役員退職慰労引当金	31,659
構築物（純額）	5,668	その他	8,680
車両運搬具（純額）	881		
工具、器具及び備品（純額）	21,096		
土地	595,054		
無形固定資産	10,449		
ソフトウェア	1,526		
ソフトウェア仮勘定	8,489		
その他	434		
投資その他の資産	186,693		
投資有価証券	129,759		
繰延税金資産	29,918		
その他	28,666		
貸倒引当金	△1,650		
		負債合計	1,272,801
		純資産の部	
		株主資本	3,917,653
		資本金	297,156
		資本剰余金	249,156
		資本準備金	249,156
		利益剰余金	3,371,579
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	3,359,579
		繰越利益剰余金	3,359,579
		自己株式	△238
		評価・換算差額等	29,342
		その他有価証券評価差額金	29,342
		純資産合計	3,946,995
資産合計	5,219,797	負債及び純資産合計	5,219,797

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,662,518
売 上 原 価		5,253,059
売 上 総 利 益		1,409,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		613,194
営 業 利 益		796,263
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,888	
受 取 賃 貸 料	20,697	
保 険 解 約 返 戻 金	8,954	
そ の 他	2,137	39,678
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,779	
社 債 利 息	3	
社 債 発 行 費 償 却	22	
賃 貸 収 入 原 価	2,389	
そ の 他	4	4,199
経 常 利 益		831,742
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	522	522
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	48	
固 定 資 産 除 却 損	197	245
税 引 前 当 期 純 利 益		832,019
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	298,940	
法 人 税 等 調 整 額	△18,526	280,413
当 期 純 利 益		551,605

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					自己株式
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	
当期首残高	297,156	249,156	12,000	2,981,966	2,993,966	—
当期変動額						
剰余金の配当				△173,992	△173,992	
自己株式の取得						△238
当期純利益				551,605	551,605	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	377,613	377,613	△238
当期末残高	297,156	249,156	12,000	3,359,579	3,371,579	△238

	株 主 資 本	評価・換算差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	3,540,278	40,938	3,581,216
当期変動額			
剰余金の配当	△173,992		△173,992
自己株式の取得	△238		△238
当期純利益	551,605		551,605
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		△11,596	△11,596
当期変動額合計	377,374	△11,596	365,778
当期末残高	3,917,653	29,342	3,946,995

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっております。なお、工事進行基準による売上高は、5,971,924千円であります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費の処理方法は、社債償還期間にわたり均等償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「長期前払費用」は、当事業年度において重要性に乏しいため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「長期前払費用」は31千円であります。

III. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

205,432千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,174,900株
2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数
自己株式 85株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	173,992	80.00	2019年3月31日	2019年6月28日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年5月15日開催の取締役会で次のとおり決議しております。

- ・ 配当金の総額 173,985千円
- ・ 1株当たりの配当額 80円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,922千円
未払費用	908千円
未払事業税	9,797千円
退職給付引当金	12,525千円
役員退職慰労引当金	9,694千円
その他	4,020千円
繰延税金資産 合計	42,868千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,949千円
繰延税金負債 合計	12,949千円
繰延税金資産の純額	29,918千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・定期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権、完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理を行うことによってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,625,958	1,625,958	—
(2) 受取手形	36,161	36,161	—
(3) 電子記録債権	301,660	301,660	—
(4) 完成工事未収入金	1,971,856	1,971,856	—
(5) 投資有価証券	129,759	129,759	—
資産計	4,065,395	4,065,395	—
(1) 工事未払金	840,565	840,565	—
(2) 未成工事受入金	2,327	2,327	—
負債計	842,893	842,893	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社ビル（土地を含む。）を有しており、一部のフロアを賃貸しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
634,036	741,731

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、土地については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）、建物については帳簿価額をもって時価とみなしております。

Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,814円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 253円63銭 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

田中建設工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

東京都事務所 代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持	政義	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	田中	弘司	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中建設工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(監査役会の監査報告書 謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査役会が全員一致で決議した「第39期監査役監査計画・監査方針」に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③監査法人である「ひびき監査法人」が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

田中建設工業株式会社	監査役会	
常勤監査役（社外監査役）	安田 優	㊟
社 外 監 査 役	中下 壽雄	㊟
社 外 監 査 役	舛屋 年彦	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）の任期が満了となります。つきましては、執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化を図るため、取締役4名を減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	うね ざわ かず よし 采 澤 和 義 (1951年10月9日生)	1975年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2002年7月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）新橋支店長 2004年8月 当社入社営業部長 2004年10月 当社取締役営業開発部長 2005年11月 当社常務取締役 2007年11月 当社代表取締役社長（現任） 2013年5月 ミノルホールディングス株式会社代表取締役社長 2016年11月 同社退社	11,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	こ いけ まさ はる 小池正晴 (1952年3月12日生)	1974年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2000年7月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）新橋支店長 2002年9月 小松建設工業株式会社（現 青木あすなる建設株式会社）常務執行役員管理本部長 2004年4月 青木あすなる建設株式会社取締役常務執行役員営業第二本部長 2008年4月 同社取締役専務執行役員東京建築本店長 2010年6月 同社代表取締役専務執行役員本社担当兼アビダス事業部長 2015年3月 同社退社 2015年4月 ミノルホールディングス株式会社顧問 2015年11月 当社常務取締役管理本部長 2018年6月 当社専務取締役管理本部長 2019年4月 当社専務取締役管理本部長兼経理部長 2019年7月 当社専務取締役管理本部長（現任）	8,300株
3	しら いし けん じ 白石憲治 (1959年10月3日生)	1984年4月 五洋建設株式会社入社 1998年4月 同社建築本部工事統括部建築企画課長 2002年4月 同社東京建築支店建築部部长 2005年4月 アフラック生命保険株式会社総務部ファシリティマネジメント室長 2012年4月 同社同部ファシリティマネジメント課長 2017年4月 同社同部ファシリティマネジメント課審議役 2018年5月 当社入社工務部担当部長 2019年1月 当社工務部長 2019年4月 当社施工本部長 2019年6月 当社取締役施工本部長（現任）	296株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	こあみただあき 小網忠明 (1941年11月3日生)	1964年 4月 株式会社埼玉銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 1997年 6月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）専務取締役 2000年 6月 富士倉庫運輸株式会社代表取締役社長 2004年 6月 株式会社栄電子社外監査役 2008年 6月 リズム時計工業株式会社社外監査役 2008年10月 ミノルホールディングス株式会社社外取締役 2010年 6月 富士倉庫運輸株式会社代表取締役会長 2011年 6月 同社取締役相談役 2012年 6月 株式会社KANKO社外監査役 2015年 6月 富士倉庫運輸株式会社常勤相談役 2016年12月 当社社外取締役（現任） 2017年 6月 富士倉庫運輸株式会社非常勤相談役（現任）	6,100株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 小網忠明氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 小網忠明氏を社外取締役候補者とした理由は、大手金融機関並びに一般企業の経営に携わり、そこから得た豊富な経験と幅広い見識を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行していただけのものと判断したからであります。
4. 小網忠明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年6ヵ月であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者の奥住良一氏の略歴は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
おく ずみ りょう いち 奥 住 良 一 (1951年9月5日生)	1975年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2001年11月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）市場営業部長 2006年2月 株式会社新銀行東京（現 株式会社きらぼし銀行）人事総務部長監査部長 2009年6月 同行取締役常務執行役員 2011年6月 同行常勤監査役 2018年5月 株式会社きらぼし銀行顧問 2018年8月 きらぼしキャピタル株式会社代表取締役社長 2019年10月 アイ経営研究所所長（現任）	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者は、社外監査役候補者であります。
 3. 補欠監査役候補者を社外監査役候補者とした理由は、株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）で支店長として支店経営に携わり、きらぼしキャピタル株式会社の代表取締役社長、株式会社新銀行東京（現 株式会社きらぼし銀行）の常勤監査役を歴任する等、財務会計・コンプライアンス面に関する相当程度の知見を有している人材として選任しております。
 4. 補欠監査役候補者は、社外監査役に就任後、独立役員として東京証券取引所に届出る予定であります。

以 上

第39回定時株主総会会場ご案内図

2東洋海事ビル・2F(ホール201) 東京都港区新橋四丁目24番8号

※TKK新橋ビル(本社)ではありませんのでご注意ください



アクセス：○新橋駅：JR[東海道線・山手線他]、東京メトロ 烏森口下車徒歩7分
○汐留駅：都営地下鉄大江戸線 徒歩10分

※駐車場はありませんので、お車でのご来館はご遠慮ください